

大和市大規模盛土造成地マップ

事業の背景

平成 7 年の兵庫県南部地震や平成 16 年の新潟県中越地震などにおいて、過去に大規模な盛土造成を行った造成宅地で滑動崩落が発生し、多くの住宅や公共施設に被害が生じました。

国ではこのような災害を未然に防止または軽減し、宅地の安全性を確保する目的として、平成 18 年度に宅地造成等規制法を改正、併せて地方公共団体が実施する大規模盛土造成地の変動予測調査や宅地所有者が国や地方公共団体の補助を受けて滑動崩落防止事業を実施できる宅地耐震化推進事業が創設されました。

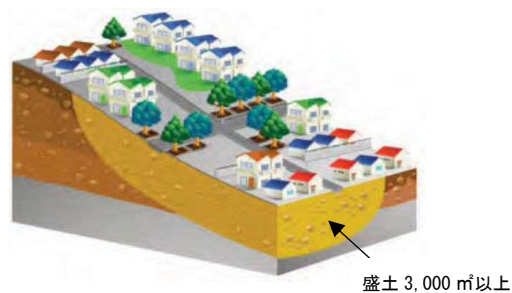
このマップは市民の皆様が大規模盛土造成地の存在を把握し、今後の地震に対する防災意識を高めていただくことを目的として、大和市が「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」に基づき、作成・公表するものです。

大規模盛土造成地とは

盛土造成地のうち以下の要件に該当するものを「大規模盛土造成地」と呼びます。

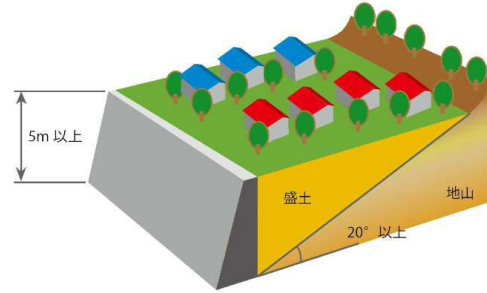
【谷埋め型大規模盛土造成地】

谷や沢を埋めた面積が 3,000 m²以上の盛土造成地



【腹付け型大規模盛土造成地】

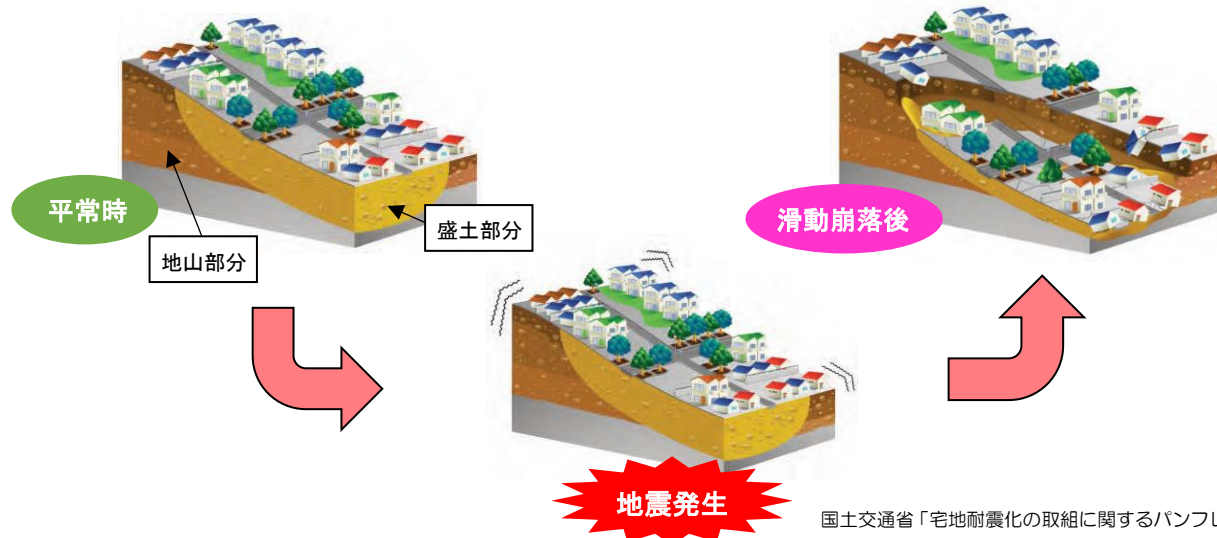
傾斜地に盛土した、造成前の地盤の傾斜が 20 度以上で、かつ盛土の高さが 5m 以上の盛土造成地



国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」より

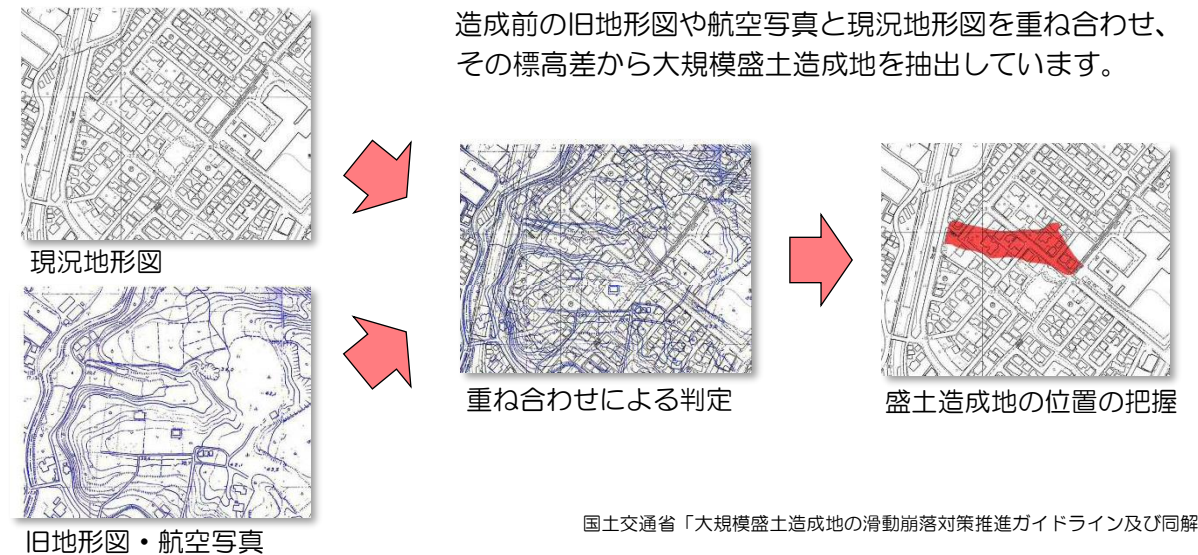
滑動崩落とは

地震時に盛土造成地において盛土全体または大部分が、主として盛土底面部を滑り面として旧地形に沿って流動、変動または斜面方向に移動することです。



国土交通省「宅地耐震化の取組に関するパンフレット」より

大規模盛土造成地マップの作成方法



大規模盛土造成地に関する Q&A

Q1. マップに示されている「大規模盛土造成地」は危険ということですか？

⇒ 大規模盛土造成地マップは、造成する前と造成した後の地形図等を重ね合わせて抽出した大規模盛土造成地のおおよその位置及び規模を示したものであるため、マップに示されている箇所が必ずしも危険というわけではありません。

Q2. 大規模盛土造成地内で、土地の開発や建物の建築の際に何か特別な手続は必要ですか？

⇒ 大規模盛土造成地にかかる場所において、特別な手続は必要ありません。

Q3. 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、何か対策を講じなければなりませんか？

⇒ このマップは、危険な箇所を示したものではありませんので、大規模盛土造成地であることをもって対策が求められるものではありませんが、盛土造成地であることを認識し、日頃から地盤や擁壁に関心をお持ちいただきたいと考えています。

Q4. 大規模盛土造成地の有無について、宅地建物取引業法に規定する重要事項説明書に記載する必要はありますか？

⇒ 宅地建物取引業法に規定する重要事項説明書に記載することは求められていません。

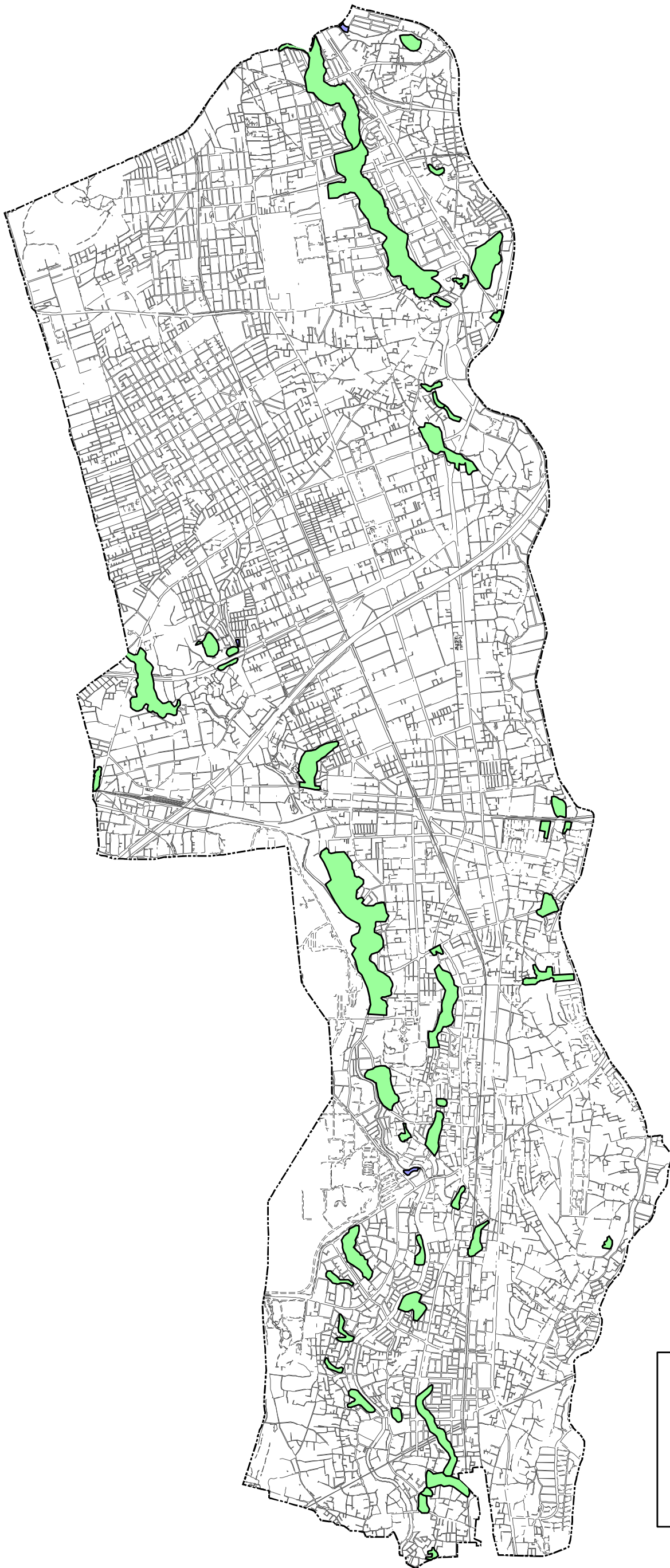
宅地耐震化に関するホームページ

国土交通省 宅地防災 <http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>

【問い合わせ先】大和市街づくり施設部街づくり計画課
〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号
電話：046-260-5430 FAX：046-264-6105

大和市大規模盛土造成地マップ

N



凡例

大規模盛土造成地

盛土形式

 谷埋め型

 腹付け型

【マップのご利用にあたって】

- このマップは、盛土の危険度を表したものではありません。大規模盛土造成地の概ねの位置を示しています。
- 大規模盛土造成地の位置は、現在の地形と昔の地形の標高値を比較することにより把握しています。
- 現在の地形は、国土地理院発行の基盤地図情報の数値標高モデル(5mメッシュ)により把握しています。
- 昔の地形は、地形図(1/3,000、昭和33年測量)および国土地理院発行の米軍撮影の空中写真により把握しています。

0 0.5 1 2 km 1:30,000

大和市大規模盛土造成地マップ

(2017年3月作成)

※「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の空中写真及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平28情使、第813号)」